

1月17日は 「防災とボランティアの日」、 1月15日～21日は 「防災とボランティア週間」です

● 「防災とボランティアの日」とは

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災において、学生を中心としたボランティア活動が活発化し、その果たした役割の重要性が認識されたことを踏まえ、広く国民の方々に災害時におけるボランティア活動や住民の自主的な防災活動について認識を深めていただくことなどを目的として、同年12月の閣議了解で「防災とボランティアの日」が制定されました。

この日を中心に前後3日を含む7日間(1月15日～21日)が「防災とボランティア週間」と定められており、全国各地で同週間におけるボランティア活動及び防災訓練に関わるイベントや展示会などが開かれています。

● 防災ボランティアとは

被災地の人たちとともに、救援や復興・再建のために、自主的な意思に基づいて様々な支援を行うことを目的とした活動です。

そのため行政や防災関係機関等のパートナーとして迅速にきめ細やかな対応を可能とし、被災者の様々なニーズに対応した活動が期待され、被災者の救出・救護、生活の維持・再建の支援に欠かせないものです。

阪神・淡路大震災や平成23年3月11日に発生した東日本大震災では多くの防災ボランティアが被災地で活動し、非常に大きな役割を果たしました。

● 「防災とボランティアの日」をきっかけに

地震、台風、噴火等の自然災害が多い日本において、災害は、いつ、どこで、どのように起こるかわかりません。

突然やってくる災害から身を守るため、普段から災害に対する備えをすることが大切です。

「防災とボランティアの日」をきっかけに、今一度災害に対する関心と、日常における防災意識を向上させ、

- 家族がバラバラになったときに集まる場所や連絡の方法
- 市町村が指定している避難場所
- 災害時に持ち出す大切なもの
- 災害時の役割分担

等を事前に家族と話し合い、いざという時に備えましょう。

災害時、市町村長から避難の指示などがあった場合は、まず落ち着いて行動し、市町村職員や警察官の指示に従って避難してください。

※お問い合わせは、厚別警察署警備課（代表電話 896-0110）まで

もしもの
災害に備えよう！

